お得意先様 各位 ご担当者 様



緊急事態宣言発令地域の拡大及び、延長による勤務体制の変更について

令和3年5月7日に政府は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為の緊急事態宣言発令期間を5月末まで延長する方針を示しました。また、従来の東京・大阪・京都・兵庫の4都府県に加え、愛知・福岡の2県にも12日から緊急事態宣言を発令する方向で調整しているとの事です。これに伴い、弊社におきましてもお客様の皆さまへの感染防止と社員の安全確保の為、宣言期間中の大阪本社・東京支社・名古屋営業所・福岡営業所の社員の勤務体制を次の通りに実施させて頂きます。皆さまには大変ご迷惑をお掛けすることになりますが、何卒ご了承のほどお願い申し上げます。

記

- ①宣言期間中の該当部署の社員は時短勤務とします。 通常勤務時間 8:30~17:00 ⇒ 変更後 9:30~16:00
- ②大阪本社・東京支社・名古屋営業所・福岡営業所の担当者が、お得意先各位へ訪問・出張する事を差し控えさせて頂きます。
- ③お得意先各位から対象地区である大阪本社・東京支社・名古屋営業所 福岡営業所への訪問は出来る限り差し控えて頂きますようお願い致します。
- ④緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の発令中の為、お客様との 会食等は控えさせて頂きます。

上記の対応については、各対象地区の緊急事態宣言終了日までとし、 終了日に改めて会合を開き諸般の状況を考慮して次の対応を決定したいと 考えています。

皆さまには大変ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解ご了承頂き、この難局を乗り切って行きたいと思いますので宜しくお願い致します。